

抜粋版

当資料は、研修会当日の資料の一部を掲載したものです。

(公社) 医業経営コンサルタント協会
アイテック病院運営研究会
2019年7月度継続研修

コンサルタントに必要な 医療機器の基礎知識シリーズ ⑦

内視鏡装置

1

アイテック株式会社
島田 哲

1. 内視鏡検査装置の位置づけ

○ 画像診断装置

MRI CT 各種放射線検査装置 超音波診断装置

→間接的な画像

→組織の内部、機能がわかる

○ 内視鏡検査装置 (Endoscopy)

→直接画像

→組織の表層がわかる

○ 手術・処置用内視鏡装置

→直接画像を見ながら治療ができる

2. 内視鏡装置の用途分類

○ 内視鏡検査

上部消化管

下部消化管

鼻内視鏡

超音波内視鏡

咽喉・中耳内視鏡

尿道鏡・膀胱鏡

気管支鏡

ERCP

婦人科内視鏡

内視鏡センター



○ 内視鏡下手術

手術室

関節鏡

脳内視鏡

尿道鏡

等々

高画質化への進化

○ アナログ画像



○ デジタル画像



○ ハイビジョン(2K) 2002年



○ UHDハイビジョン(4K) 3D化 2017年



○ 8Kハイビジョンへ 2020年～

PACSスタート
画像保存の標準化

先進医療とは

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）において、「厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養その他の療養であって、保険給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養」として、厚生労働大臣が定める「評価療養」の1つとされています。

具体的には、有効性及び安全性を確保する観点から、医療技術ごとに一定の施設基準を設定し、施設基準に該当する保険医療機関は届出により保険診療との併用ができることとしたものです。

なお、将来的な保険導入のための評価を行うものとして、未だ保険診療の対象に至らない先進的な医療技術等と保険診療との併用を認めたものであり、実施している保険医療機関から定期的に報告を求めることとしています。

審議プロセス

先進医療技術審査部会 → 先進医療会議 → 中央社会保険医療協議会

○ 先進医療A

- 1 未承認等の医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の使用又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の適応外使用を伴わない医療技術（4に掲げるものを除く。）
- 2 以下のような医療技術であって、当該検査薬等の使用による人体への影響が極めて小さいもの
 - (1) 未承認等の体外診断薬の使用又は体外診断薬の適応外使用を伴う医療技術
 - (2) 未承認等の検査薬の使用又は検査薬の適応外使用を伴う医療技術

○ 先進医療B

- 3 未承認等の医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の使用又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の適応外使用を伴う医療技術（2に掲げるものを除く。）
- 4 未承認等の医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の使用又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の適応外使用を伴わない医療技術であって、当該医療技術の安全性、有効性等に鑑み、その実施に係り、実施環境、技術の効果等について特に重点的な観察・評価を要するものと判断されるもの。

6. 内視鏡検査の運用

現状の標準的な検査・診断・治療プロセス

検査

検体検査：血液検査・便検査・腫瘍マーカーなど

画像検査：CT検査・内視鏡検査 など

病理検査：組織診・細胞診 ⇒「確定診断」

診断

専門医：病状の把握・治療方針の確定

治療

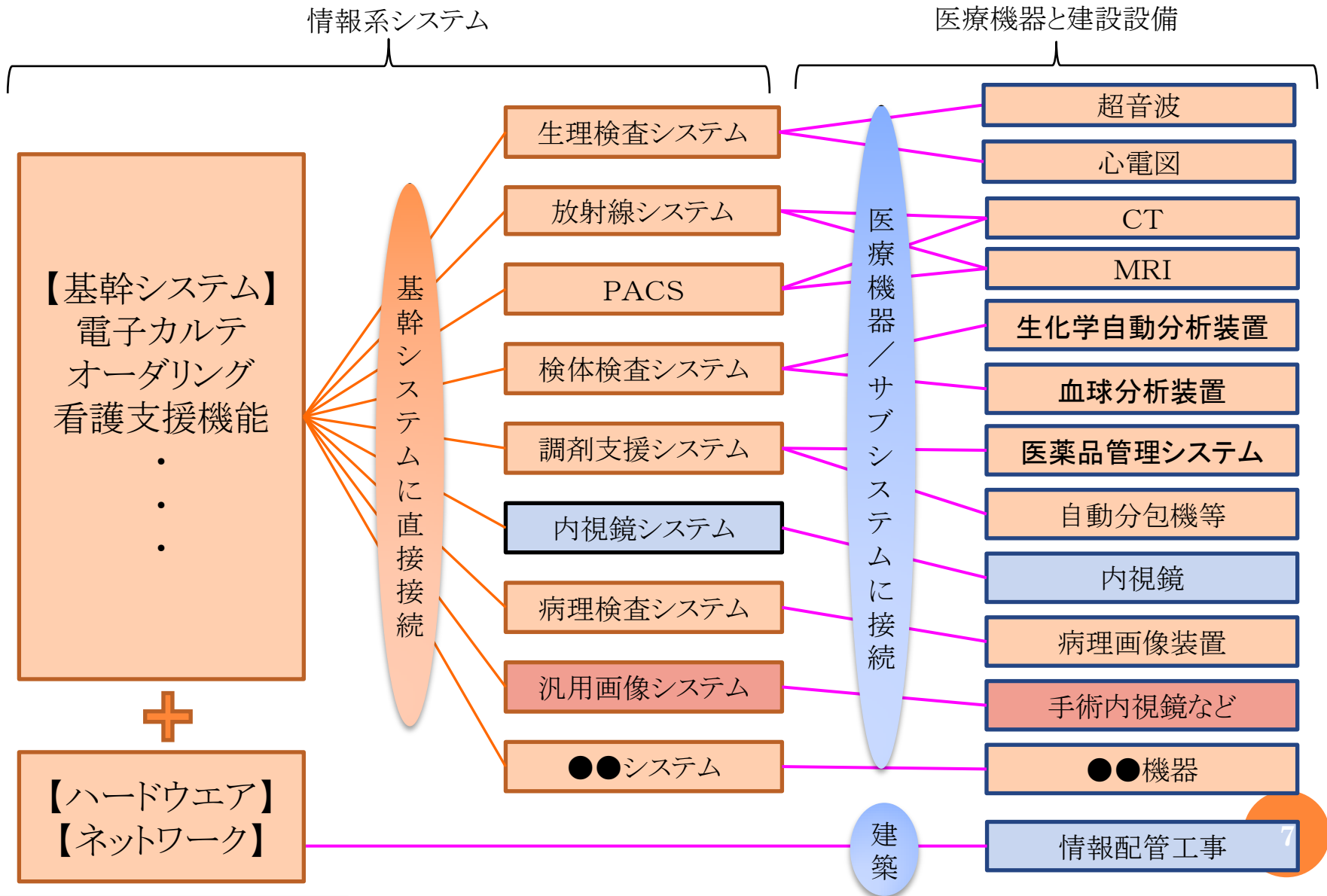
手術：内視鏡下手術・切開手術

薬物療法：抗がん剤治療

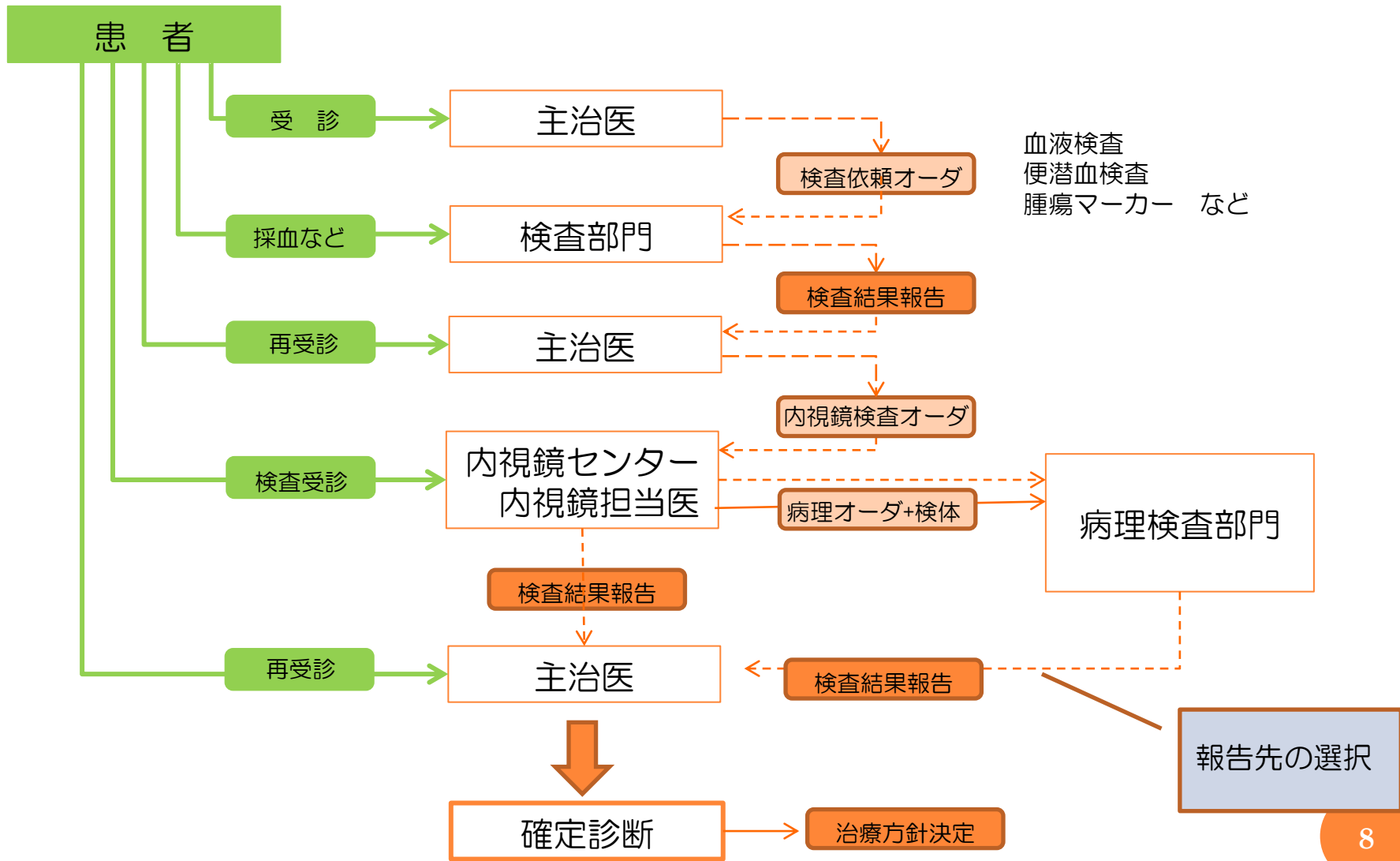
予後

定期検査・アフターフォロー

7. 情報系システムと医療機器の関連 イメージ図



患者と情報の流れ



他部門とのアクセス

